

撮影に関する契約書

名古屋臨海高速鉄道株式会社（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。） とは、甲が保有する施設等における撮影等に関して次のとおり契約を締結する。

（利用料金）

第1条 乙は、甲が保有する施設においての撮影に係る利用料金を甲に支払うものとし、その金額については、以下の「料金表」に消費税及び地方消費税を加算した額とする。但し、甲のPR又は利用者増加につながると甲が認める場合については、利用料金の減額又は免除をすることができる。

料金表

項 目	料 金
駅構内施設使用料	30分あたり 15,000円
立会料	1人30分あたり 1,500円 (但し、22時～翌5時までの間は、2,000円)
車両使用料	30分あたり 15,000円

2 前項の料金表に定めるもの以外に、撮影に伴う実費が発生した場合は別途請求するものとする。

（契約期間）

第2条 本契約は 年 月 日から ケ月間まで有効とする。ただし、本契約に基づく料金の清算については清算事務完了まで有効とする。

（撮影時間）

第3条 撮影時間の料金算出に用いる時間とは、準備作業開始から撤収作業終了までの間とする。

（支払条件）

第4条 乙は、第1条で定めた利用料金について、甲が請求書を発行した日の翌月末日までに甲の指定する下記銀行口座に一括にて振り込むものとし、振込手数料は乙の負担とする。なお、支払期日が銀行休業日の場合は、前営業日とする。また、支払期日までに支払わない場合は、支払期限の翌日から支払日までの期間の日数に応じ、年5パーセントの割合を乗じて計算した金額を延滞金として支払うものとする。

振込先銀行名	三菱UFJ銀行	名古屋営業部
口座種別	普通	
口座番号	3777527	
口座名義	名古屋臨海高速鉄道株式会社	代表取締役社長 福田 豊

(企画書の提出)

第5条 乙は、撮影予定日の 週間前までに、撮影に関する企画書を甲に提出するものとする。

(注意事項)

第6条 乙は、撮影に関し、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。万一、乙がこれらに違反した場合は、甲は乙に対して撮影の中止を申し入れすることができるものとし、乙はこれに一切の異議を唱えること及び甲に損害賠償を請求することができないものとする。

- (1) 撮影場所における甲の業務、撮影対象施設の運営に支障しないこと。
- (2) 旅客及び公衆の安全確保に万全を期すこと。
- (3) 撮影開始前に撮影場所、位置、安全確保について立会者と打合せを行い、甲の承認を得ること。
- (4) 撮影に関し現場周辺住民に支障が発生すると予想されるときは、地域住民へ事前説明を行うこと。
- (5) 撮影申込書の記載内容及び打合せの内容に従い、撮影を行うこと。
- (6) 撮影時間の変更等、撮影申込書の内容に変更が生じた場合や撮影を中止する場合は、直ちに甲に連絡すること。
- (7) 軌道、運転室及び駅務室等、甲の許可を得ていない場所には立ち入らないこと。
- (8) 特定の旅客又は公衆を撮影する場合は、相手方に事前に告知し、了承を得ること。
- (9) 照明器具を運行中の列車、旅客及び公衆に向けないこと。
- (10) 撮影器具の電源は原則としてバッテリーを使用すること。
- (11) 撮影機材は必要最小限に抑え、整理整頓し、旅客、公衆の動線確保に努めること。
- (12) 車両、施設内では節度ある行動をとり、旅客、公衆に迷惑となる撮影は行わないこと。
- (13) 撮影を終了した時点で、施設・場所の原状回復及び清掃を行うこと。
- (14) 事故その他の事由により列車のダイヤが乱れたとき、沿線行事による駅構内・列車の混雑が激しいとき、天災その他やむ得ない事情により、撮影の実施、継続が難しいと甲が判断し、撮影の中止又は延期を指示した場合、乙はその指示に従うこと。
- (15) 乙は、撮影中に甲が貸与した「許可腕章」を着用すること。(被写体は除く。)
- (16) その他撮影時は、甲の指示に従うこと。

(事故等への対応)

第7条 乙は、甲、旅客及び公衆に対して損害を与えた場合及び撮影に関する苦情が生じた場合は、全て乙が責任を持って対処し、損害を賠償するものとする。また、乙

に起因する事項により甲が第三者から賠償請求を受け、支払いが生じた場合、乙がその全ての請求額を負担するものとする。

- 2 撮影中、乙の所有資産に盗難、破壊等の損害が生じた場合であっても、甲は一切責任を負わないものとする。

(撮影終了後及び完成作品についての確認事項)

第8条 乙は、作品の公開、放映等に当たっては、可能な限り協力会社として甲の名を入れることに同意するものとする。

- 2 乙は、完成した作品を可能な限りDVD等で放映前に甲へ提供することに同意するものとする。
- 3 事前に提出した企画書と異なる作品になり、甲又は甲の沿線地域のイメージを損なうと甲が判断した場合、甲は以後の放映等の中止を求めることができ、かつ、損害賠償を請求できるものとする。
- 4 作品に含まれる肖像権、著作権、著作隣接権等の第三者が関係する全ての権利については、乙の責任と負担において必要な対応を行うものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。
- 5 申請された企画書の内容以外での映像及び写真の二次使用については、別途甲の許可を得るものとする。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本契約の履行にあたって知り得た相手方の機密事項については、適正に管理し、契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第10条 甲及び乙は、本契約締結時及び将来にわたって、次の各号に掲げる事項について誓約する。

- (1) 自己または自己の関係者（以下「関係者」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）ではないこと。
 - (2) 本契約の履行が暴力団等の活動を助長し、または暴力団等の運営に資するものではないこと。
- 2 甲及び乙は、相手方または相手方の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告等の手続きを要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。
- (1) 前各号の契約に反していると合理的に判断されたとき。
 - (2) 暴力団等への出資提供を行う等密接な交際があるとき、またはその活動を助長する行為を行ったとき。
 - (3) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、詐術、暴力的または脅迫的言辞を用いたとき。
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉を毀損し、または毀損するおそれがある行為を行ったとき。

(5) 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為を行ったとき。

(6) 本契約の履行のために契約する第三者が、前各号のいずれかに該当するとき。

3 甲または乙が前項により、甲乙間に締結されている契約を解除した結果により、相手方に損害が生じたとしても、甲または乙はこれによる一切の損害の賠償をしない。

(協議事項)

第 11 条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上、本契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲 名古屋市港区十一屋 1 丁目 4 6 番地
名古屋臨海高速鉄道株式会社
代表取締役社長 福田 豊

乙